

## 別紙標準様式(第6条関係)

## 会議録

会議の名称	令和2年度第1回大規模小売店舗立地審議会
開催日時	令和2年8月27日(木曜日) 10時30分から 11時30分まで
開催場所	枚方市民会館3階 第4会議室
出席者	会長：久委員、副会長：若井委員、 委員：谷本委員、皆川委員、柳原委員
欠席者	福岡委員
案件名	1. 大規模小売店舗立地法に基づく届出にかかる審議 「(仮称) ドラッグコスモス枚方北山店(新設)」
提出された資料等の名称	1. 令和元年度枚方市大規模小売店舗立地法 届出概要 (仮称) ドラッグコスモス枚方北山店(新設) 2. (仮称) ドラッグコスモス枚方北山店(新設)に関する住民 意見等について 3. (仮称) ドラッグコスモス枚方北山店(新設)に関する検討 結果 4. (仮称) ドラッグコスモス枚方北山店(新設)に関する枚方 市の意見(案)  参考資料1 大規模小売店舗立地審議会委員名簿 参考資料2 枚方市附属機関条例(抜粋) 参考資料3 枚方市審議会等の会議の公開等に関する規程 (抜粋) 参考資料4 枚方市情報公開条例(抜粋) 参考資料5 枚方市大規模小売店舗立地審議会の傍聴に関する 取り扱い要領
決定事項	諮問案件について、「意見なし。」との答申。
会議の公開、非公開の別 及び非公開の理由	公開

会議録等の公表、非公表の別及び非公表の理由	公表
傍聴者の数	0人
所管部署 (事務局)	観光にぎわい部 商工振興課

審 議 内 容

○事務局 第1回枚方市大規模小売店舗立地審議会を開催いたします。  
本日はお忙しいなか、令和元年度第1回枚方市大規模小売店舗立地審議会にご出席いただきまして、誠にありがとうございます。  
それでは、はじめに、本市観光にぎわい部部長の武田から一言ご挨拶を申し上げます。

○部長 (挨拶)

○事務局 福岡委員から本日の審議会に欠席という連絡があり、予めご了承いただきたいと思います。それでは、会議の進行を久会長にお願いしたいと思ます。よろしくお願い致します。

○会長 それでは、ただいまから令和2年度第1回枚方市大規模小売店舗立地審議会を開催いたします。まずは、事務局から委員の出席状況を報告いただきたいと思ます。

○事務局 本日は委員6名中5名の出席をいただいております。したがって、委員の2分の1以上のご出席をいただいておりますので、枚方市附属機関条例第5条第2項の規定により、本審議会が成立していることをご報告いたします。

○会長 ありがとうございます。  
続いて、配布資料の確認を事務局にてお願いします。

○事務局 それでは、お手元にお配りしている資料のご確認をお願いします。  
まず、本日の次第の下段に記入してありますように、配布資料は資料1から4、参考資料は1から5となっております。また、本日の資料の他に届出書を配布しております。資料の過不足はございませんでしょうか。

(過不足なし)

○会長 それでは、審議案件に入ります前に、審議会の公開・非公開について、事務局よりご説明をお願いします。

○事務局 審議会の会議は、枚方市審議会等の会議の公開等に関する規程における非公開とできる事由のいずれにも該当しないことから、事務局としては公開と

させていただきたいと考えています。

○会長            それでは、会議の公開については事務局の提案通り、公開としてよろしいでしょうか。

(異議なし)

○会長            それでは、本日の会議も公開ということで進めさせていただきます。傍聴希望者はいらっしゃいますか。

○事務局            本日の傍聴希望者はございません。

## 2. 大規模小売店舗立地法に基づく届出に係る審議

### 「(仮称)ドラッグコスモス枚方北山店(新設)」について

○会長            それでは、案件の審議に入りたいと思いますので、次第の1「枚方市大規模小売店舗立地審議会への諮問案件」である「(仮称)ドラッグコスモス枚方北山店(新設)」について、事務局より説明をお願いします。

○事務局            (案件説明・パワーポイント使用)  
説明は以上です。ご審議よろしくをお願いします。

○会長            ありがとうございます。それでは、ただいまの事務局からの説明について、委員の皆様からご質問あるいはご意見を頂戴したいと思います。

○委員            北山一丁目の交差点について、大阪工業大学の学生はこの交差点を通るのでしょうか。今の時点で調査をすると、大学はほとんど学生がいないので、歩行者の量がぜんぜん違うのかなという気がします。歩行者の量が増えたと、交差点需要率がかなり低いので問題ないと思いますが、計算値の歩行者の軽減率が変わってくると思うので、もし学生が使ってかなりの人がここを通過して、青信号中ほとんど歩行者で埋まってしまって、車が左折、右折できないという状況が発生していると、計算の値が変わってくるのではないかと思います。そのあたりはいかがでしょうか。

○事務局            実際、コロナの影響がない場合でも大工大に行くことがあり、学生が通っているなかで、この交差点を通る学生はいる。夕方は分散しているが、朝の通学の時間は集中する時間帯はあるが、営業時間中はそれほどの通行はなかったのではないかと思います。かつてこの場所が別のスーパーマーケットが立地しており、同じような店舗の配置であったが、学生の通行による交通の

影響はなかったもので、おそらくは大きな問題はないと考えます。ちなみに交通量調査をしているのは、令和元年9月26日になるので、コロナの影響は問題ないのではないかと考えます。

○会長 北山の区画整理事業の最中からアドバイスしているが、道路区間もきちんととっている町なので、おそらく、それほど渋滞は考えられないのかなと思います。他に何かありますか。

○委員 配布資料7ページの「建物配置図及び店舗等1階平面図」に緑化が出ています。濃い緑と薄い緑の部分では、植物が違うのですか。緑化は何パーセントですか。

○事務局 濃い緑は低木、薄い緑は芝を示しています。

○会長 地被類で、あまり背丈が高くないもので、グラウンドをカバーするようなものと思います。他いかがでしょうか。

○委員 同じくこの図面で、ドラッグストアとよってってがあり、平均駐車時間係数などもフィットネスのことも考慮して計算したのと考えてよいでしょうか。

○事務局 指針値で計算した61台はあくまでも小売店舗用であり、併施設設用2台がフィットネス用です。

○委員 駐車台数について、従業員等用81台は実際の従業員の数に対してかなり余裕があると思うが、指針上は61台ギリギリですが、現実的にはもう少し余裕をもって設置しているという理解でよいでしょうか。

○事務局 その理解で結構です。

○委員 騒音の測定地点について、学校施設に対してどれくらい影響があるのかということ考えると、B地点のところでは十分カバーできているということ考えると学校の敷地内での影響については特段配慮しなくてもよいという理解でしょうか。

○会長 少し見方を変えると、どうしてA, B, Cの位置が選ばれているのかという説明もあれば納得しやすい。

○事務局 用途地域によって基準値が異なるということと、もう一つは騒音源の配置状況から影響度が最も高いであろうと考えられる場所という2つの観点から選定しています。学内への影響についてはB地点がそれに代替する地点となり、B地点は来店者の出入りによる影響度が高いので、店舗からの距離を考えればB地点に代替性があるのではないかと考えられます。

C地点は、住居系地域に隣接していてやや厳しい基準となるため設定しています。Aは設備の影響が懸念される場所として設定しています。

○委員 C地点は、基準値は下回っているがギリギリであり、それに対する対応が、アイドリングなども含め、ドアを静かに閉めてくださいといっても、なかなか徹底することは難しいと思うが、何か工夫が必要ではないかと思えます。

○会長 P19の図を見ると、北側が第一種低層住居専用地域、C地点は第一種中高層住居専用地域というように用途地域はなっていますが、戸建て住宅が中心となっているので、本来は第一種低層住居専用地域としての配慮が近隣に対しては必要となる地域と推測していますが、騒音面に対しては、取り組みをしっかりとさせていただきたいと思えます。

○委員 構内に駐車待ちスペースとして約16m取られています。以前あったスーパーマーケットも入り口の位置は、ここにあったのですか。もう一つは、構内の停車スペースが交差点の直近にあります。計画では、3~4台くらいしか止められず、入場直前の車は、交差点内に止まり待つことになる。このような場合は、事業者は対応できるのでしょうか。

○事務局 指針値61台のところを144台の駐車場を確保しているので、ここでそれほど停滞することは考えにくい。

○会長 数値上は大丈夫ですが、ここ数か月、コロナの影響で自家用車での買い物が増えてきていて、通常は渋滞しないようなスーパーマーケット、ドラッグストアでも時間帯によっては渋滞が発生している状況もあるので、うまくガードマンで誘導するなど近隣に迷惑がかからないようにしていただきたい。

○会長 枚方市は景観の協議もあると思えますが、コスモス薬局は特に指摘しなければ全面がピンク色になると思われそうですが、指摘すれば対応していただけるので、北山の場合は、前面の道路も電線を地中化して景観に配慮しているニュータウンなので、景観に配慮していただければと思います。

○事務局 現在工事中の写真がありますが、建物の配色は景観に配慮した色になって

おります。

○会長           それでは、いろいろとご質問・ご意見賜りましたけれども、口頭で指導するという内容はいくつかありましたが、大規模小売店舗立地法第8条第4項の規定による意見はないということによろしいでしょうか。

(異議無し)

○会長           それでは、大規模小売店舗立地法第8条第4項の規定による意見はなしとさせていただきますと思います。  
ただし、騒音など書かれている内容については遵守する形でお願いしたいと思えますし、事務局もモニタリングをしてチェックしていただければと思います。よろしいでしょうか。

○委員           コロナ渦のなかで、交通ピークが今までのパターンが変わってきている。交通ピークの見直しについて、大阪府で検討を始めているのですか。

○事務局           現在のところはありません。

○会長           このあたりは柳原委員の専門かと思いますが、大学も含めて、コロナの影響を踏まえてどういう交通への配慮が必要かということは調査しながら考えていく必要があるかなと思います。今までは公共交通を利用してほしいということであったが、こういう状況では逆に自家用車で移動するようになりますので、様々な状況にあわせて複数の対応を考えていくことも必要な状況だと思います。

○委員           先ほどのアイドリングストップなども、買い物をする人だけ中に入ってそれ以外の人は待ちなさいというスタイルも考えると、やはりちょっと現実的ではない。やはりアイドリングをしているような状況で騒音対策をしていくことが必要なのではないかと感じました。

○会長           部長の挨拶のなかでもいまのご時世に賑わいということでありましたが、これまでは様々な人が集まって賑わいを作り出すという考え方でありましたが、ネットショッピングなどのように動かなくても地域経済が回るということが考えられる状況ですので、店舗だけをみるのではなく、経済の活性化を考えていくと様々な対応が考えられるのではないかと思います。

○委員           住民意見についてはどうですか。

○事務局 庁内関係課からは特に意見はなく、住民説明会では、計画地を行ったなかでは、計画地北西側の歩行者出入口や台風で看板が倒れないように対策してほしいとか、排気口を住民の側に向けないでほしいなどの意見があり、個別に対応しています。資料3は、これまで説明した検討結果を示したものです。そのなかで周辺への影響は小さいだろうとして、市としては意見はなしとしています。

○会長 住民意見に対しても真摯に取り組んで問題は解決しているという判断とことです。それでは、以上で本日予定しておりました案件は終了させていただきますと思いますが、皆様から何かありますでしょうか。ないようでしたら最後に、市から連絡事項をお願い致します。

○事務局 本日はいろいろご意見いただきまして、ありがとうございました。なお、本年6月に大店立地法の第6条第2項に係る届け出があり、縦覧しているところです。11月頃に審議会を開催したいと思いますので、よろしく願い致します。その他に、事前相談を受けている案件もございますので、届出がありましたら、あらためてご通知いたしますので、その際はよろしく願いいたします。

○会長 それでは、これをもちまして、令和元年度第1回枚方市大規模小売店舗立地審議会を閉会いたします。ありがとうございました。

以上